

維持会員規程

(維持会員の基準)

第1条 定款第58条第1項の定めるところにより、公益財団法人生協総合研究所（以下「本研究所」という。）の目的の趣旨に賛同し、所定の入会申込の手続きをとった者は維持会員（以下「会員」という。）となる。

(会員の種類)

第2条 会員として、団体会員、個人会員を設ける。

(会費)

第3条 定款第58条第2項の規定による会員の会費の1口当たり金額は次の通りとし、具体的な会費額及び研究誌送付部数基準は、<別表>「維持会費基準」による。ただし、特別の事情により会員から申し出があった場合、理事長の決裁により会費額の変更を認めるものとする。

(1) 団体会員1口 年額1万円

(2) 個人会員1口 年額6千円

2 会費は、法令に基づき毎事業年度における合計額の5割以上を当該事業年度の公益目的事業に充てるものとする。

3 日本生協連及び全国大学生協連等の全国連の会費額は、<別表>を基本に、別途、個別の契約により定める。

(会費の納入)

第4条 会員は、その年度内に所定の会費を納入しなければならない。

2 2年以上会費の納入がない場合は、退会とみなす。

(会員の権利)

第5条 会員は以下の権利を有する。

(1) 会員は、本研究所の研究誌の頒布を受ける。

(2) 会員は、本研究所の研究誌を過去1年の間に刊行されたものも含めデジタルアーカイブで閲覧することができる。

(3) 会員は、本研究所のウェブサイトから会員限定の情報を利用することができる。

(4) 会員は、本研究所主催の公開の研究会に、参加することができる。

(5) 会員は、本研究所の行う行事及び運営について、意見を述べることができる。

(理事会への報告)

第6条 代表理事は、会員の入会・退会の状況について四半期ごとに理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2016年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

<別表（第3条関係）>

維持会費基準

1 団体会費 …………… 1口10,000円

(1) 購買生協（大学生協・医療生協を除く）

年間事業高	最低口数
3億円未満	3口
3億円以上6億円未満	6口
6億円以上10億円未満	12口
10億円以上30億円未満	24口
30億円以上50億円未満	36口
50億円以上100億円未満	48口
100億円以上300億円未満	72口
300億円以上500億円未満	96口
500億円以上1,000億円未満	108口
1,000億円以上1,500億円未満	120口
1,500億円以上2,000億円未満	150口
2,000億円以上2,500億円未満	200口
2,500億円以上3,000億円未満	250口
3,000億円以上3,500億円未満	300口
3,500億円以上	350口

(2) 事業連合

年間事業高	最低口数
3,000万円未満	1口
3,000万円以上8,000万円未満	6口
8,000万円以上	12口

(3) 大学生協・医療生協

年間事業高	最低口数
1 億円未満	1 口
1 億円以上 10 億円未満	4 口
10 億円以上 20 億円未満	6 口
20 億円以上 30 億円未満	8 口
30 億円以上	10 口

(4) 都道府県生協連 ……………年 1 口以上

(5) 生協以外の団体 ……………年 1 口以上

(6) 研究誌送付部数基準

口数	部数
1～3 口	1 部
4～12 口	2 部
13～36 口	4 部
37～48 口	6 部
49～96 口	8 部
97～120 口	10 部
121～200 口	15 部
201～300 口	25 部
301 口以上	35 部

2 個人会費 …………… 1 口 6,000 円、年 1 口以上